

令和元年度 第1回大空町都市計画審議会議事録

日 時	令和元年8月22日（木）13時30分～15時10分
場 所	大空町役場3階1号会議室
出席者	【委員】高橋会長、上地委員、三條委員、山神委員、雅楽代委員、川口委員 ※真鍋委員、加藤委員欠席
	【事務局】高島課長、山本参事、砂金主幹、吉井主査、鈴木主事
傍聴者の数	0名
<p>会議次第</p> <p>1. 開 会</p> <p>2. 議 事</p> <p>（1）北海道による区域マスタープランの第2回定時見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案の縦覧結果について <p>（2）大空町都市計画マスタープラン見直しに向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直し概要 ・用途地域および都市施設の動向と現在 <p>3. その他</p> <p>4. 現地視察（公営団地を中心にまちの移り変わりを視察）</p>	
■事務局	<p>皆様、本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。時間が参りましたので、令和元年度第1回大空町都市計画審議会を開催します。開催に先立ちまして、会長よりご挨拶よろしく願いいたします。</p>
■会長	<p>みなさんこんにちは。令和元年度の最初の都市計画審議会を始めたいと思います。本日は議案にある通り、報告事項1件、確認事項1件、それが終わりましたら、申し訳ありませんが、私は参加できませんが、現地視察ということで考えております。</p> <p>今年の2月に皆様にお諮りいただきました北海道による区域マスタープランの見直しということでございますが、これは北海道が策定する区域マスタープランでありまして、北海道が全体から見て大空町の都市計画はどうかということを見る区域マスタープランでございます。これに関してあくまで都市計画審議会としては、北海道から意見を求められているという形ですので、これはこれで前回議論いたしました通り、若干の修正はございますが、それも含めてご確認いただければと思います。</p> <p>後半の部分は、大空町都市計画マスタープランの見直しに向けてでございます。大空町の都市計画マスタープランが見直しになりますが、その前段の前振</p>

<p>■会長</p>	<p>りといえますか、皆様にはご確認いただければと思います。 ということで、本日は都市計画の中心的な課題であります区域マスタープランと都市計画マスタープランの見直しということで、ぜひ忌憚のない意見をお聞かせいただければと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>■事務局</p>	<p>会長、ありがとうございました。 では、開催にあたりまして、委員の2分の1以上（4名以上）の出席がありますので、大空町都市計画審議会条例第5条の規定により、都市計画審議会が成立していることを報告いたします。 今後の進行については、会長にお願いいたします。</p>
<p>■会長</p>	<p>では、早速ではありますが、議事に入りたいと思います。 本日の議事であります報告事項「北海道による区域マスタープランの第2回定時見直しについて」を事務局から説明願います。</p>
<p>■事務局</p>	<p>事務局から説明させていただきます。申し訳ありませんが、座って説明させていただきます。 昨年度より、審議会の中でご審議いただいております北海道による区域マスタープラン第2回定時見直しについて、ご説明いたします。現段階として、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」案の縦覧が北海道と大空町において8/2～8/16の2週間で実施し、終えたところです。案の縦覧に関し、特に意見等はありませんでしたので、ご報告いたします。また、スケジュール表の中で「関係市町村意見聴取」の期間(7/29～8/29)となっておりますことから、本審議会を経る中で、意見等があれば併せて町からの意見としたいと思っておりますので宜しくお願い致します。</p>
<p>■事務局</p>	<p>資料1の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」をご覧ください。 p1では令和8の年次修正ですとか、測量精度高度化による修正を、p4では北海道が実施のパブリックコメントの意見を反映し修正となったところを、パブコメの意見として「高規格道路の活用を見据え主要拠点へのアクセスに関し、どのように整備を進めていくべきか記載すべき」といった意見があり追加となっております。p5以降では、細かな表現修正がなされています。以上です。</p>

<p>■会長</p>	<p>ここまでの説明について、質問意見はございませんか。</p>
<p>■委員一同</p>	<p>ありません。</p>
<p>■会長</p>	<p>では、これで事務局からの報告事項は終わります。 次に、確認事項に移ります。「大空町都市計画マスタープラン見直しに向けて」の説明を事務局よりお願いします。</p>
<p>■事務局</p>	<p>来年度に大空町都市計画マスタープランの見直しを予定しております。事前に送付させて頂いた資料に「平成23年大空町都市計画マスタープラン」というものがあり、この内容について見直ししていく予定です。見直しに先立ち、今回このようなご説明をさせていただきますのは、審議会委員になられて間もない方もいらっしゃいますし、また、そもそも都市計画マスタープランとはどういったものなのか、マスタープランが定められたことでどのような変化があったのかを確認するための場が必要ではないかと思いましたので、このような機会を設けさせていただきました。委員の皆様には、今回は基本事項の再確認としてお聞きいただき、共通認識としてご理解いただければと思います。資料2の「大空町都市計画マスタープラン見直し概要」をご覧ください。p1についてです。</p> <p>では、そもそも都市計画とは何なのかについてご説明いたします。都市計画とは、「都市計画法に基づいて決定するまちづくりのためのルール」のことを言います。さらに噛み砕いて言いますと「まちづくりのルール」を定めることによって、暮らしやすい秩序のある都市を作ることを目指し、そこに住む皆さんが安心して暮らすことができるようにすること。また、住民の皆さんが健康で文化的な生活を送り、都市のいろいろな機能が確保できるよう、適正な制限を行うことで土地の合理的な利用を目指すものです。</p> <p>要するに、都市計画とは単純にまちにものを作る計画ではなく、無秩序に都市が形成されるのを防ぐために適正な制限を行うことで、秩序のある暮らしやすい都市を目指すためのものです。</p> <p>p2をご覧ください。</p> <p>都市計画がどのようなものか簡単に分かったと思いますので、次はその都市計画を決めるために必要な都市計画マスタープランについてご説明します。都市計画マスタープランとは、平成4年の都市計画法の改正により創設された制度で、長期的な視点から都市の具体的な将来像を描き、土地利用の基本的な方向や都市構造のありかたなど今後のまちづくりの方針を示すものです。</p>

■事務局

都市計画というのは、当然ですが好き勝手に決められるものではありません。無秩序な都市が作られないように適正に制限をかけるのが都市計画ならば、その制限やまちづくりの方針を示して決定する際の根拠となるのが都市計画マスタープランです。

p3をご覧ください。

都市計画マスタープランには主に4つの役割があります。

①「まちの将来像」を具体的に示すことにより、今後のまちづくりの方針となります。②都市計画の決定・変更する際の根拠となります。③関連する分野、個別部門計画との連携による、総合的・一体的なまちづくりを進めるための方針となります。④まちづくりに対する住民の理解を深める基礎となります。

これらが都市マスタープランの役割となりますが、端的にいうと、都市計画の根拠となるようにまちの将来像とそれを実現するための基本的な方針を示すことが都市計画マスタープランの役割です。

p4をご覧ください。

次に都市計画マスタープランの位置付けについてご説明します。

都市計画マスタープランは、上位計画である、先の報告事案にもあげていました北海道の区域マスタープラン「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「大空町総合計画」を踏まえながら策定するもので、さらに大空町の各種計画と関連し、整合が図られています。この都市計画マスタープランで定められたものを基に、土地の利用についてや都市施設（道路や公園など）などのまちの形成にかかわることを実施していく流れです。

ここで注意すべき点としましては、道区域マスタープランの大枠に大空町都市マスがきちんと即しているか、整合が取れているかという箇所が随所にありますので、今後確認していかなければなりません。

p5をご覧ください。

次に大空町マスタープランの見直しの背景についてです。

主な理由として、上位計画である道の区域マスタープラン「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が令和2年度に見直しされることと、現行の「大空町都市計画マスタープラン」を策定してからおおむね10年が経過しようとしていることも一因です。

p6をご覧ください。

ポイントとしては3つあり、1つ目は、上位計画である「大空町総合計画」との整合。2つ目は、過去数回にわたりご審議いただいた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合性を図ること。3つ目は、現行の大空町における社会情勢を踏まえ整合を図ることです。この3つにご留意いただきながら、

■事務局

都市計画マスタープランの見直しに向けて来年からご審議いただきたいと思
います。

p7をご覧ください。

これが現在の都市計画図になっていますが、これまでの説明で、無秩序な都市
形成がされないように都市計画があることを説明しました。都市計画マスタ
ープランでは「用途地域」を土地に設定することで、その地域ごとに建てられ
る建築物の種類を制限しています。

この用途地域がないと住宅地に工場や大きな建物が乱立したり、住環境の悪
化につながってしまいます。そのようなならないように、秩序のある住みやす
い環境づくりがなされることを目指して用途地域を設定しています。

では、どのように用途地域が設定されているのか、また、建物が実際にその範
囲に即して建てられてきたのかを現行の大空町都市計画マスタープランが作
られてからの10年間の様子で見ていきたいと思います。

個別の用途地域ごとに説明していきます。まずは住居系からです。

この10年間で用途地域内に戸建住宅がどのくらい建ったかということ、合計
で121件建設されました。当然すべて用途地域の制限にのっとり、適切に建
設されています。

続いては商業系ですが、この10年間で商業施設は6件建設がありました。商
業地域に建てられたのは2件です。その他、4件は、道道女満別空港線沿線の
2種中高層エリアに2件、用途地域に近接した形で白地エリアに2件となっ
ています。また、関連として図中に紫丸で示していますが、現在建設中の金融
機関となっています。プロットより、空港線沿いの分布が見えてきています。
最後に工業系になりますが、この10年の間に建てられた工業施設は1件で
すが、用途地域の外となっております。しかし、工業地域の目的としましては、
周囲の住環境の悪化を防ぐことと、空港を活用した流通施設や工業施設を立
地することなので、それに見合った箇所に建設されているため、白地に建っ
てはいますが、大きな逸脱ではないと考えております。

用途地域についての説明については以上です。

続いて都市計画道路についてです。都市計画道路や都市公園は都市計画施設
とされ生活に必要な都市の骨組みを形作る施設のことで、都市計画に定める
ことができるもののことをいいます。

大空町の都市計画道路は全部で8路線あります。改良済みなのが赤色で示す
3路線(①、②、④)で、一部改良が1つ(⑤)となっております。未着手部分が
4路線(③、⑥、⑦、⑧)で、青色で示しております。

委員の方から実際の都市計画道路がどうなっているのか現状、あまり理解で

<p>■事務局</p>	<p>きていないとの声がありましたので、現地視察にて一部を見ていただきたいと思いますと考えています。</p> <p>続いて、都市公園についてご説明いたします。大空町の都市公園は4つあり、ふれあい公園、いこいの広場、トマップ川公園、運動公園であります。</p> <p>都市公園は、都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地などを言います。</p> <p>以降、4つの公園概要を載せておりますが、主立った最近の整備状況として、駅前のふれあい公園ではトイレの洋式化工事を今年度実施し完了しています。役場前のいこいの広場では噴水の配管が老朽により破損したものを今年度修繕しています。トマップ川公園は後程視察の際にご説明します。運動公園では遊具改修や野球場改修工事が行われ、公園を利用する方々がより快適に使えるようリニューアルされています。また、各公園は、定期的な清掃や芝生の管理を行い、適切な維持につとめております。</p> <p>以上で、都市計画マスタープラン見直しに係る一連の説明を終わりたいと思います。委員の皆様には来年度に大空町都市マスタープランの案ができた時点でその内容についてご審議いただきたく、今回の審議会はその前段としての説明会とさせていただきます。</p>
<p>■会長</p>	<p>事務局よりすべての議事内容の説明が終わりました。</p> <p>最後に、全体を通して、何かご意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>■委員一同</p>	<p>ありません。</p>
<p>■会長</p>	<p>これから現地視察ですが、所要により退席させていただきますので、大空町都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、職務代理者に交代させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>■職務代理</p>	<p>職務代理者として進行させていただきます。よろしくお願いいたします。それでは事務局から現地視察について説明願います。</p>
<p>■事務局</p>	<p>現地視察に先立ち事前説明させていただきます。</p> <p>現在までに整備されている、都計区域内の公住団地を赤枠、都市公園を緑枠で囲っています。公住団地は町マスタープランと関連ある位置づけにH23年度に策定している「大空町営住宅長寿命化計画」というものがありますので整合を図るべき必要な事項と思われれます。その為、今回の視察としましては、各団</p>

<p>■事務局</p>	<p>地における公住整備状況と利用実態に着目し、同時に近隣の公園・道路との関係性、現用途地域との整合性を見ていただければと思い企画しました。 ここからは、事前の概要説明となります。</p> <p>1箇所目は、トマップ川公園を中心とした周辺地区になります。現況と今後の動向などを現地にてご説明いたします。また、都市計画道路の公園通も通りますので合わせて様子をご覧くださいと思います。</p> <p>2箇所目は道道女満別空港線の沿線エリアと工業地域に隣接する住宅系エリアになります。このエリアにある各公営住宅の動向についてなど、現地でご説明いたします。こちらのエリアにおいても都市計画道路である中央通を通りますので、ご覧くださいと思います。</p> <p>簡単ではありますが、現地視察の事前説明は以上になります。</p> <p>(現地にて公住団地を中心にまちの動向を視察)</p> <p><トマップ川公園にて></p>
<p>■委員</p>	<p>これから将来、人口減少が見込まれる中で、都市計画道路は計画通り作られるのですか。それとも廃止を含めた展望があるのでしょうか。</p>
<p>■事務局</p>	<p>都市計画道路を一度廃止にしてしまうと、将来作りたくなったときに難しくなってしまうので、安易に廃止という考えではなく、実情と将来を見込んだ整備が必要と考えています。</p> <p><はなその団地にて></p>
<p>■委員</p>	<p>屋根（防水）の状況はどうなっていますか。</p>
<p>■事務局</p>	<p>陸屋根となっており、シート防水を採用しています。 現状、防水は効いており、劣化はしていません。</p> <p><しらかば団地にて></p>
<p>■委員</p>	<p>しらかば団地の内部整備状況はどうなっていますか。</p>
<p>■事務局</p>	<p>風呂のユニットバス化を進めています。</p> <p><15時10分頃、現地視察終了> ※役場に戻り、そのまま解散となる。</p>